

請負業務成績評定基準

(目的)

第1条 本基準は、「請負業務成績評定要領」(平成25年3月29日付け国港技第113号)(以下「評定要領」という。)第3条に定める業務成績の評定(以下「成績評定」という。)に必要な事項を定め、地方整備局が所掌する請負業務の成績評定を適確かつ公正に行うことを目的とする。

(対象業務)

第2条 成績評定の対象は、評定要領第2条に定める評定の対象業務のうち、地方整備局が発注する港湾業務、空港業務、海岸業務及びその他これらに類する業務とする。

(成績評定の方法)

第3条 成績評定は、別紙「考査基準」により行うものとする。

- 2 受注者が設計共同体の場合は、設計共同体に対して成績評定を行うものとする。
ただし、設計共同体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、法令遵守等の減点を構成員毎に行うものとする。

(成績評定結果の記録)

第4条 評定要領第5条第2項に定める業務成績評定表に記録とは、土質調査業務、測量業務、単純調査業務、調査・計画業務、予備・基本設計業務、細部・実施設計業務については別記様式第1-①(業務成績評定表)、発注者支援業務は別記様式第1-②(業務成績評定表)に記録するものとする。

(成績評定結果の通知)

第5条 評定要領第8条及び第9条に定める受注者への評定結果の通知(以下「評定通知」という。)は、次の各号により行うものとする。

- 一 「業務成績」に係る評定通知は、別紙第1-①「請負業務成績評定通知書(通常)」により通知するものとする。

なお、受注者が設計共同体の場合は、設計共同体宛に通知するものとする。

- 二 設計共同体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合の「業務成績」に係る評定通知は、別紙第1-②「請負業務成績評定通知書(構成員毎に異なる場合)」により構成員毎の評定点を記入して通知するものとする。

(成績評定結果の説明請求に対する回答)

第6条 評定要領第10条及び第11条に定める説明請求への回答(以下、「評定説明」

という。) は、次の各号により行うものとする。

- 一 「業務成績」に係る評定説明は、別紙第2「請負業務成績評定に係る説明書(回答)」及び別紙第3「請負業務成績評定に係る再説明書(回答)」により、回答するものとする。
- 二 評定要領第10条の第3項に規定する委員会とは、別途定める「請負業務成績評定評価委員会規則」又は「事務所請負業務成績評定評価委員会規則」に基づき設置された「請負業務成績評定評価委員会」又は「事務所請負業務成績評定評価委員会」とする。
- 三 評定要領第11条の第2項に定める委員会とは、別途定める「地方整備局業務成績評定審査委員会規則」に基づき設置された「地方整備局業務成績評定審査委員会」とする。

附則

1. この請負業務成績評定基準の規定は、令和3年4月1日以降に完了する業務から適用する。
2. この請負業務成績評定の実施は、国土技術政策総合研究所で運営管理している港湾事業執行支援システム(PASSPORT)の工事・調査評価システム(CRES)により行うものとする。

(別紙第1-①請負業務成績評定通知書(通常))

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局(副局長、次長)
〇 〇 〇 〇
又は 〇〇地方整備局
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇

請 負 業 務 成 績 評 定 通 知 書 (修正^{※注})

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領第8条(第9条^{※注})に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 業務の名称 〇 〇 〇 〇
- 2 履行期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完成検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 評定結果
① 評定点 〇 〇 点 項目別評定点は別表のとおり
①修正評定点^{※注} 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】
- 5 送付先
(本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 (担当官) 〇〇〇〇 宛
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
(分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所
(担当官) 〇〇〇〇 宛
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先
(本官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部 (担当) 課 (担当) 係
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
(分任官の場合) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所
(担当) 課 (担当) 係
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

※注) 評定点に修正のあった場合に記載する。

(別紙第1-②請負業務成績評定通知書(構成員毎に異なる場合))

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
〇〇・△△共同企業体
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局(副局長、次長)
〇 〇 〇 〇
又は 〇〇地方整備局
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇

請 負 業 務 成 績 評 定 通 知 書(修正^{※注})

貴共同企業体が受注した業務について、請負業務成績評定要領第8条(第9条^{※注})に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 業務の名称 〇 〇 〇 〇
- 2 履行期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 完了検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 評定結果
① 評定点 〇〇会社〇〇支店 〇〇点
△△会社△△支店 △△点 } 項目別評定点は別表のとおり
又は〇〇点(〇〇会社〇〇支店を除く)取りまとめて記載しても可
(①修正評定点^{※注} 記載方法は①評定点と同じ【評定点が修正された場合のみ】)

- 5 送付先
(本官の場合) ㊟〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 (担当官) 〇〇〇〇 宛
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
(分任官の場合) ㊟〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所
(担当官) 〇〇〇〇 宛
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

- 6 手続き等の問い合わせ先
(本官の場合) ㊟〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部 (担当) 課 (担当) 係
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
(分任官の場合) ㊟〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 〇〇事務所
(担当) 課 (担当) 係
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

※注) 評定点に修正のあった場合に記載する。

別表①

項 目 別 評 定 点

評価項目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定		
				管理技術者 (注1) (評定点／満点)	担当技術者 (注1) (評定点／満点)	照査技術者 (注1) (評定点／満点)
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及 び執行計画	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
	実施状況の 評価	執行管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
		品質管理	点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
		業務特性	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
		創意工夫	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
	説明調整能 力の評価	説明調整能 力	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
	取組姿勢	責任感・積 極性・倫理 観	点／ 点	点／ 点	点／ 点	－
結果 評価	成果物の品質		点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
評定点の小計（注2）			点／ 点	点／ 点	点／ 点	点／ 点
事故等による減点（注3） ※〇〇会社〇〇支店 ※△△会社△△支店			※－〇 点 ※該当なし	※－〇 点 ※該当なし	※－〇 点 ※該当なし	※－〇 点 ※該当なし
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他（ ）			点	点	点	点
総合評定点（注2、注3）			○ 点／ 100 点 △ 点／ 100 点	○ 点／ 100 点 △ 点／ 100 点	○ 点／ 100 点 △ 点／ 100 点	○ 点／ 100 点 △ 点／ 100 点

注） 1． 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2． 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3． 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。
（※は記入例）

別表②

項 目 別 評 定 点

評 価 項 目		業務評定点 (評価点／満点)	技術者評定	
			管理技術者 (評価点／満点)	担当技術者 (評価点／満点)
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	打ち合わせの理解度	点 / 点	点 / 点	点 / 点
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	点 / 点	点 / 点
取組姿勢	責任感、積極性	点 / 点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計（注）		点 / 点	点 / 点	点 / 点
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失	点	点	点
	中立性、公平性に係る過失	点	点	点
	守秘性に係る過失	点	点	点
事故等による減点		点		
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点		
その他（ ）		点		
総合評価点		点	点	点

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

(別紙第2)

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

〇〇地方整備局（副局長、次長）
〇 〇 〇 〇
又は 〇〇地方整備局
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇

請負業務成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局（副局長、次長）」と記載する。）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は、〇〇地方整備局で別途に設けられた地方整備局業務成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 業務の名称 〇 〇 〇 〇

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 （担当）官 宛
TEL 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

5 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
国土交通省〇〇地方整備局 港湾空港部 （担当）課 （担当）係
TEL 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

(別紙第3)

国〇整〇〇第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇地方整備局（副局長、次長）

〇 〇 〇 〇

請負業務成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 業務の名称 〇 〇 〇 〇

2 疑問に対する回答

別記様式第1ー①

業 務 成 績 評 定 表					令和 年 月 日	
					事務所名:	
業 務 名						
契 約 金 額		当初: ¥		最終: ¥		
履 行 期 間		当初: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		最終: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
完 了 年 月 日		令和 年 月 日				
完 了 検 査 年 月 日		令和 年 月 日				
契 約 相 手 方 住 所 氏 名						
管 理 技 術 者 氏 名						
照 査 技 術 者 氏 名						
現 場 代 理 人 氏 名						
主 任 技 術 者 氏 名						
担 当 技 術 者 氏 名 ①						
担 当 技 術 者 氏 名 ②						
担 当 技 術 者 氏 名 ③						
担 当 技 術 者 氏 名 ④						
担 当 技 術 者 氏 名 ⑤						
担 当 技 術 者 氏 名 ⑥						
担 当 技 術 者 氏 名 ⑦						
担 当 技 術 者 氏 名 ⑧						
担 当 技 術 者 氏 名 ⑨						
総 括 調 査 員 所 属 ・ 氏 名						
主 任 調 査 員 所 属 ・ 氏 名						
検 査 職 員 所 属 ・ 氏 名						
評 価 項 目			業 務 評 定 (注1)	技 術 者 評 定		
				管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
プ ロ セ ス 評 価	実施能力の 評価	実施体制及び 執行計画				
	実施状況の 評価	執行管理				
		品質管理				
		業務特性				
		創意工夫				
	説明調整能 力の評価	説明調整能力				
結 果 評 価	取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観				
	成果物の品質					
①小計 (注3)						
②事故等による減点						
③瑕疵修補又は損害賠償による減点						
④その他 ()						
総合評定点=①+②+③+④						

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第1－②

業 務 成 績 評 定 表							
令和 年 月 日							
事務所名 _____							
業 務 名							
契 約 金 額	当初：¥				最終：¥		
履 行 期 間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日				最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日		
完了年月日	令和 年 月 日						
完了検査年月日	令和 年 月 日						
契約相手方住所氏名							
管理技術者氏名							
担当技術者氏名①							
担当技術者氏名②							
担当技術者氏名③							
担当技術者氏名④							
担当技術者氏名⑤							
担当技術者氏名⑥							
担当技術者氏名⑦							
担当技術者氏名⑧							
担当技術者氏名⑨							
照査技術者氏名							
総括調査員所属・氏名							
主任調査員所属・氏名							
検査職員所属・氏名							
評 価 項 目		主任調査員 評定点	総括調査員 評定点	検査職員 評定点	業務評定 (注1)	技術者評定	
						管理技術者 (注1)	担当技術者 (注1)
専門技術力	目的と内容の理解		—	—			
	的確な履行		—	—			
	業務目的の達成度		—				
管理技術力	業務実施体制の的確性		—				
	打ち合わせの理解度		—	—			
	指揮系統の迅速性、確実性		—	—			
取組姿勢	責任感、積極性		—	—			
①小計(注2)			—				
業務執行に係る 過失に伴う減点	②業務執行上の過失	—		—			
	③中立性、公平性に係る過失	—		—			
	④守秘性に係る過失	—		—			
⑤事故等による減点		—	—	—			
⑥瑕疵修補又は損害賠償による減点		—	—	—			
⑦その他 ()		—	—	—			
総合評定点＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦		—	—	—			

注) 1. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

(別紙)

考查基準

1. 総括調査員考查基準

総括調査員は、評価趣旨を十分に理解し尊重した上で、「8. 採点表」に示す総括調査員用の採点表の評価項目について、それぞれ総合的に判断して評価を行うものとする。

2. 主任調査員及び検査職員考查基準

主任調査員及び検査職員は、当該業務の履行状況に応じ、「8. 採点表」に示すそれぞれの該当評価項目の評価を行うものとする。

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として20点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 2週間以上 1ヶ月未満	指名停止 1ヶ月以上 2ヶ月未満	指名停止 2ヶ月以上 3ヶ月未満	指名停止 3ヶ月以上
考查点	－5点	－8点	－10点	－13点	－15点	－20点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２を参考として２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、請負業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第８に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第９に定める評定の修正を行うものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償 の実施	故意又は重大な過失により瑕 疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

(3) 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

低入札価格調査における虚偽説明等により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表－３を参考として１０点まで減点することができる。また、評定要領第８条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第９条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、請負業務成績評定基準（以下、「評定基準」という。）に定める別記様式第１（業務成績評定表）及び別紙第１（請負業務成績評定通知書）の別表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表－３ 低入札価格調査における虚偽説明等が明らかとなった場合の減点基準

区 分	調査対象者の故意又は重大な過失 による虚偽説明等の場合
考 査 点	－１０点

(4)業務コスト調査における虚偽説明等による減点

「業務コスト調査について」（平成 21 年 3 月 31 日付け国港総第 960-3 号、国港技第 103 号）の規定に基づき業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表－４を参考として 10 点まで減点することができる。また、この場合評定要領第 9 条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、評定基準に定める別記様式第 1（業務成績評定表）及び別紙第 1（請負業務成績評定通知書）の別表においては、「その他（業務コスト調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表－４ 相当の理由なく期限内に業務コスト調査マニュアルに基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区分	調査票等の一部記入ミス ^(注 1) があるとき	調査票等に多数記入ミス ^(注 1) があるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合
	調査票等に軽微な不備 ^(注 2) があるとき	調査票等の一部不備 ^(注 2) があるとき	相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき
考查点	－ 3 点	－ 5 点	－ 10 点

(注 1) 業務コストに影響を与えない軽微なミスは含まない。

(注 2) 調査票等の不備とは、提出期限を過ぎても提出すべき調査票等が揃っていない状態をいう。

4. 「単純調査等業務」について

「調査業務、計画業務、設計業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査等業務」と定義する。

また、設計業務において、ケーソン配筋計算を単独で発注した場合は、単純調査等業務の評定要領を使用することを標準とする。なお、「単純調査等業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査等業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
測量、探査及び各種調査	記録等資料の分類・整理 図面集、写真集等の作成 一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
情報	定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S等で規定されている測定業務

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「土質調査業務」、「測量業務」、「単純調査業務」、「調査・計画業務」、「予備・基本設計業務」、「細部・実施設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合には、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・「土質調査業務」、「測量業務」、「単純調査業務」、「調査・計画業務」、「予備・基本設計業務」、「細部・実施設計業務」の対象部分のどれかが100万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「土質調査業務」、「測量業務」、「単純調査業務」、「調査・計画業務」、「予備・基本設計業務」、「細部・実施設計業務」の対象部分の複数が100万円を超えるとき、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは、主任調査員及び検査職員で統一するものとする。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目			業務評定	土質調査業務、測量業務、単純調査業務、調査業務、計画業務、設計業務		
				技術者評定		
				管理又は主任	担当	照査
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	
	実施状況の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

評価項目		工事管理業務等			積算技術業務等		
		業務 評定	技術者評定		業務 評定	技術者評定	
			管理	担当		管理	担当
専 門 技術力	目的と内容の理解	6	6	6	6	6	6
	的確な履行	36	36	36	24	24	24
	業務目的の達成度	18	18	18	30	30	30
管 理 技術力	業務実施体制の的確性	14	14	14	14	14	14
	打ち合わせの理解度	7	7	7	7	7	7
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	14	14	14	14
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	5	5	5	5	5	5
合 計		100	100	100	100	100	100

7. 業務評定項目

評価項目		細 別	(1)土質調査業務、測量業務、単純調査業務				(2)調査業務、計画業務				(3)設計業務			
			主任調査員	総括調査員	検査職員	評定点 / 配点(基礎点)	主任調査員	総括調査員	検査職員	評定点 / 配点(基礎点)	主任調査員	総括調査員	検査職員	評定点 / 配点(基礎点)
プロセス 評価	実施能力 の評価	実施体制及び執行計画	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)	○	○	○	/ 20(12.0)
	実施 状況 の評価	執行管理	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)	○			/ 5(3.0)
		品質管理	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)	○		○	/ 20(12.0)
		業務特性		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)		○		/ 10(6.0)
		創意工夫	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)	○			/ 4(2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)	○			/ 6(3.6)
	取組 姿勢	責任感・積極性・倫理観		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)		○		/ 5(3.0)
結果の評価		成果物の品質	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)	○		○	/ 30(18.0)
評定者別評価点 ①			○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40	○	○	○	/ 40
評定者別基礎点 ②			○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60	○	○	○	/ 60
評定者別評定点(③=①+②)			④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100	④	⑤	⑥	/ 100
業務評定点 ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)			⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)						⑧				⑧				⑧
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約 図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実 施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)						⑨				⑨				⑨
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明 等)						⑩				⑩				⑩
総合評定点の算定⑪=⑦+⑧+⑨+⑩						⑪				⑪				⑪

 は、評価対象外
○ は、評価項目

注：1. 「担当技術者」はそれぞれ9人までとする。
2. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとする。
3. 「⑦」「⑪」は、少数一位を四捨五入し整数とする。

評価項目			評 価 の 視 点	(4) 工事管理業務等				(5) 積算技術業務等				
				主任調査員	総括調査員	検査職員	評定点	主任調査員	総括調査員	検査職員	評定点	
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	①			$\textcircled{13} = \Sigma \textcircled{1}$ $+ \textcircled{2} \times (3/6)$ $+ \textcircled{3} \times (3/50)$	①			$\textcircled{13} = \Sigma \textcircled{1}$ $+ \textcircled{2} \times (9/18)$ $+ \textcircled{3} \times (9/50)$	
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①				①				
			業務内容についての判断	①				①				
			関係者とのコミュニケーション	①								
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①				①				
			的確な取りまとめ	②		○		②		○		
		小 計			④		③	⑬	④		③	⑬
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	⑤		○	$\textcircled{14} = \textcircled{5} \times (7/14) + \textcircled{6} \times (7/50) + \Sigma \textcircled{7}$				$\textcircled{14} = \textcircled{5} \times (7/14) + \textcircled{6} \times (7/50) + \Sigma \textcircled{7}$	
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	⑦				⑤		○		
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮系統の迅速性、確実性	⑦				⑦				
		小 計			⑧		⑥	⑭	⑧		⑥	⑭
		取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性	⑨				○			
			小 計			⑨			⑨			⑨
	計			⑩		⑪	$\textcircled{15} = \textcircled{13} + \textcircled{14} + \textcircled{9}$	⑩		⑪	$\textcircled{15} = \textcircled{13} + \textcircled{14} + \textcircled{9}$	
過業務に執行に伴う減点	業務執行上の過失				○				○			
	中立性、公平性に係る過失				○				○			
	守秘性に係る過失				○				○			
	小 計				⑫		⑫		⑫		⑫	
合計							$\textcircled{16} = \textcircled{15} + \textcircled{12}$				$\textcircled{16} = \textcircled{15} + \textcircled{12}$	
総合評定点の算定				事故等による減点			⑰	事故等による減点			⑰	
				瑕疵修補又は損害賠償による減点			⑱	瑕疵修補又は損害賠償による減点			⑱	
				その他 ()			⑲	その他 ()			⑲	
				総合評定点 (⑬+⑰+⑱+⑲)			⑳	総合評定点 (⑬+⑰+⑱+⑲)			㉑	

$$\textcircled{10} = \textcircled{4} + \textcircled{8} + \textcircled{9} \quad \textcircled{11} = \textcircled{3} + \textcircled{6}$$

適用評定表（採点表）

成績評定表種別	適用業務類型
(4) 工事管理業務等	・ 工事管理業務
(5) 積算技術業務等	・ 積算技術業務 ・ 技術審査業務 等

8. 採点表

(1) 1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員1/9)

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施能力の評価	実施体制と執行計画(1/1)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☒ 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 ☐ ☐ 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 ☐ 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 ☐ 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 ☐ 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための確かな手順、手法である。 ☐ 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 ☐ ☐ 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 ☐ ☐ 9. その他 [(対象:管理、担当技術者)]								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
	◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()										

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員2／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況の評価	執行管理（1 / 2）	●評価対象項目 （選択）（評定） ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 業務計画書の業務工程（表）は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。								☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調查員3／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況の評価	執行管理（2／2）	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ ☐ 12. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 ☐ ☐ 13. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 14. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 ☐ ☐ 15. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ ☐ 16. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ 17. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 ☐ ☐ 18. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ ☐ 19. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)									☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～19のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調查員4／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者				照査技術者			
				a	a'	b	b'	c	d	e	
				10	-	5	-	0	-5	-10	
				a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	-	14	-	0	-14	-28	

実施状況の評価	品質管理 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)					☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ 1. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 ☐ ☐ 2. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に定める以外の基準等を使用する場合は、使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 ☐ ☐ 3. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 ☐ ☐ 4. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、調査職員の承諾を得ている。 ☐ ☐ 5. 資料の提出時に、記載・転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 ☐ ☐ 6. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 ☐ ☐ 7. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 ☐ ☐ 8. 管理技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 ☐ ☐ 9. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。						

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員5/9)

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	—	5	—	0	—5	—10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	—	14	—	0	—14	—28	
実施状況の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 10. 調査の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 11. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 ☐ 12. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 ☐ ☐ 13. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。 ☐ ☐ 14. その他 [] (対象: 管理、担当、照査技術者)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()												

(1) 1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員6/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ ☐ 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 ☐ ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ ☐ 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 ☐ ☐ 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)									

(1) 1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員7/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力(1/2)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。 ☐ 2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。 ☐ 3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 6. 地質・土質調査業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。 ☐ 11. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員8／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力（2 / 2）	◎評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(主任調査員9/9)

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					10	—	5	—	0	—5	—10		
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					12	—	6	—	0	—6	—12		
結果の評価	成果物の品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ 2. 調査地点の確認の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 ☐ 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 ☐ 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 ☐ 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 ☐ 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 ☐ 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 ☐ 8. その他 [] (対象:管理、担当、照査技術者)								☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。		☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()			

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(総括調査員1／3)

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
実施能力の評価	実施体制と執行計画 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ 2. 管理技術者は、関連のある業務等の受注者等と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 ☐ ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 ☐ ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 ☐ ☐ 6. その他〔 〕(対象:管理技術者) ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、 -5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。										

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
						20		15		10		7.5		0		-		-	
				担当技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
				25		19		12.5		7		0		-		-			
実施状況の評価	業務特性 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 3. 厳しい自然、地盤条件への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 4. 業務の特殊性への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 5. 関連する事業、工事に配慮する必要があり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 6. その他 [] (対象:管理、担当技術者)																	
		●評価点 [] 点 ●評価点 [] 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、管理技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。 ※上記の項目に1つ以上レ点が付けば業務評定、管理技術者は7.5点(b'), 担当技術者は7点(b')評価以上とする。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※ただし、評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、管理技術者は20点(a), 担当技術者は25点(a)評価も可)																	

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(総括調査員3／3)

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務・管理技術者		担当技術者				
				a	a'	b	b'	c	d	e
				10	7.5	5	2.5	0	－	－
			a	a'	b	b'	c	d	e	
			15	12	7.5	4	0	－	－	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定)								
		☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ 4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。 ☐ ☐ 5. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)								
		●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。							●評価点 点 * 担当技術者の評価に反映。	
		●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a)、7.5点(a')、5点(b)、2.5点(b')、0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a)、12点(a')、7.5点(b)、4点(b')、0点(c)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a)、担当技術者は15点(a)評価も可)								

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(検査職員1/5)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力の 評価	実施体制と 執行計画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定)									☐ 実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員が文書で改 善指示を行っ た。	☐ 実施体制及び 執行計画につ いて、調査職 員の文書による 改善指示に 従わなかつ た。
		☐ ☐ 1. 管理技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 ☐ ☐ 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 ☐ ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 5. 業務計画書の記載内容と調査方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他〔 (対象:管理技術者)										
◎評定は1～9のうち												
評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()												

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(検査職員2/5)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				10	－	5	－	0	－5	－10		
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				20	－	10	－	0	－10	－20		
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				12	－	6	－	0	－6	－12		
実施状況の評価	品質管理（1 / 2）	●評価対象項目 (選択) (評定)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ 1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 ☐ ☐ 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 ☐ ☐ 3. 照査技術者は、業務期間をととして適切に照査を実施している。 ☐ ☐ 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名又は署名のうえ管理技術者に提出している。 ☐ 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 ☐ 6. 「業務計画書」において成果物の品質を確保するための記述があり、その内容が適切で、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 ☐ 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 ☐ 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 ☐ ☐ 9. その他 [(対象:管理、担当技術者)										

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(検査職員3/5)

考 査 項 目	細 別	選 択 区 分	評 価 区 分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実 施 状 況 の 評 価	品 質 管 理 (2 / 2)	◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()		

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				20	-	10	-	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				28	-	14	-	0	-14	-28	
結果の評価	成果品の品質 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								☐ 成果品について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果品について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ ☐ 3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。 ☐ ☐ 4. 調査地点の確認の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 6. 必要書類等が整備されていた。 ☐ 7. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。 ☐ 8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 ☐ 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ 10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。									

(1)1. 土質調査業務 業務名:

(検査職員5/5)

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者				調査技術者			
				a	a'	b	b'	c	d	e	
				20	-	10	-	0	-10	-20	
			照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	-	14	-	0	-14	-28	
結果の評価	成果品の品質 (2 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)							☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		☐ ☐ 11. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 ☐ 12. 成果品のチェック方法に工夫が見られた。 ☐ ☐ 13. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、調査精度の向上に繋がっている。 ☐ ☐ 14. その他 [									

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員1/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施能力の評価	実施体制と執行計画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 ☐ 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 ☐ 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 ☐ 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 ☐ 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な手順、手法である。 ☐ 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 ☐ 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 ☐ 9. その他 [] (対象: 管理、担当技術者)								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c											
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()											

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員2/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況の評価	執行管理 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 支給材料がある場合、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにし、業務完了時には支給品精算書を提出している。 ☐ 10. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 11. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。								☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調查員3／9)

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況の評価	執行管理 (2 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 12. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ ☐ 13. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 ☐ ☐ 14. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 15. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 ☐ ☐ 16. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ ☐ 17. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ ☐ 18. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 ☐ ☐ 19. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ ☐ 20. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)									☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～20のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員4／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
				10		-		5		-		0		-5		-10			
				a		a'		b		b'		c		d		e			
				照査技術者		28		-		14		-		0		-14		-28	
実施状況の評価	品質管理 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)																☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ 1. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 ☐ ☐ 2. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に定める以外の基準等を使用する場合は、使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 ☐ ☐ 3. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 ☐ ☐ 4. 測量精度向上のための社内基準等を設けている。 ☐ ☐ 5. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、調査職員の承諾を得ている。 ☐ 6. 資料の提出時に、記載・転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 ☐ ☐ 7. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 ☐ ☐ 8. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 ☐ ☐ 9. 管理技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 ☐ ☐ 10. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。																	

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調查員5／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
実施状況の評価	品質管理（2/2）	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 11. 測定の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 12. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 ☐ 13. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 ☐ ☐ 14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。 ☐ ☐ 15. その他〔 〕(対象:管理、担当、照査技術者)								☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～15のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員6/9)

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					4	3	2	1	0	—	—
実施状況の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ ☐ 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 ☐ ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ ☐ 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 ☐ ☐ 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)									

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員7/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力(1/2)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。 ☐ 2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。 ☐ 3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 6. 測量業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。 ☐ 11. その他 [] (対象:管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員8／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					6	-	3	-	0	-3	-6	
説明調整能力の評価	説明調整能力 (2 / 2)	◎評定は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)2. 測量業務 業務名:

(主任調査員9/9)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					10	-	5	-	0	-5	-10		
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					12	-	6	-	0	-6	-12		
結果の評価	成果物の品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ ☐ 2. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 ☐ ☐ 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 ☐ 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 ☐ 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 ☐ ☐ 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 ☐ 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 ☐ ☐ 8. その他 [] (対象:管理、担当、照査技術者)								☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。		☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()			

(1)2. 測量業務 業務名:

(総括調査員1/3)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力の評価	実施体制と執行計画(1/1)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ 2. 管理技術者は、関連のある業務等の受注者等と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 ☐ ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 ☐ ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 ☐ ☐ 6. その他〔 (対象:管理技術者) 〕 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a)、7.5点(a')、5点(b)、2.5点(b')、0点(c)、-5点(d)、-10点(e)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、-5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									

(1)2. 測量業務 業務名:

(総括調査員2/3)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
						20		15		10		7.5		0		-		-	
				担当技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
						25		19		12.5		7		0		-		-	
実施状況の評価	業務特性 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定)																	
		☐ ☐ 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 3. 厳しい自然条件への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 4. 業務の特殊性への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 5. 関連する事業、工事に配慮する必要があり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 6. その他 [																	

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-	-
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					15	12	7.5	4	0	-	-
取組 姿勢	責任感・積極性・倫理観 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ 4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。 ☐ ☐ 5. その他 () (対象:管理、担当技術者)									
		●評価点 点 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)									

(1)2. 測量業務 業務名:

(検査職員1/5)

調査項目	細別	評価項目											
		選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
					10	-	5	-	0	-5	-10		
実施能力の評価	実施体制と執行計画 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 ☐ 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満たし指摘や修正がない。 ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 5. 業務計画書の記載内容と測量方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他〔 〕(対象:管理技術者)								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。		☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c											

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。
②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()

(1)2. 測量業務 業務名:

(検査職員2/5)

実施状況の評価	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)	品質管理 (1 / 2)
---------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

(1)2. 測量業務 業務名:

(検査職員3/5)

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	－	5	－	0	－5	－10
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	－	10	－	0	－10	－20
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	－	6	－	0	－6	－12
実施状況の 評価	品質管理 (2/2)	◎評価は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合に チェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()＝該当項目数()／評価対象項目数()									

(1)2. 測量業務 業務名:

(検査職員4/5)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者				調査技術者			
				a	a'	b	b'	c	d	e	
				20	-	10	-	0	-10	-20	
				a	a'	b	b'	c	d	e	
				28	-	14	-	0	-14	-28	
結果の評価	成果品の品質 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)							☐ 成果品について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果品について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		☐ 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ 3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。 ☐ 4. 現地踏査の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 6. 必要書類等が整備されていた。 ☐ 7. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。 ☐ 8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 ☐ 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ 10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。									

(1)2. 測量業務 業務名:

(検査職員5/5)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者		調査技術者				
				a	a'	b	b'	c	d	e
				20	-	10	-	0	-10	-20
				a	a'	b	b'	c	d	e
				28	-	14	-	0	-14	-28
結果の評価	成果品の品質 (2 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 11. 成果物に引用されている図表、写真等は著作権に配慮されたものとなっている。 ☐ 12. 成果品のチェック方法に工夫が見られた。 ☐ ☐ 13. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、測量精度の向上に繋がっている。 ☐ ☐ 14. その他 [] (対象: 管理、担当、調査技術者)							☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c							①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施能力の評価	実施体制と執行計画 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 ☐ 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 ☐ 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 ☐ 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 ☐ 6. 業務の実施方針における実施方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための確かな手順、手法である。 ☐ 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 ☐ 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 ☐ 9. その他 [] (対象: 管理、担当技術者)									☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()							

(1)3. 単純調査業務 業務名

(主任調査員2／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況の評価	執行管理 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 支給材料がある場合、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにし、業務完了時には支給品精算書を提出している。 ☐ 10. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 11. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。								☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

(主任調査員3／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況の評価	執行管理 (2 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 12. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ ☐ 13. 貸与された図書及び関係資料は、必要がなくなった場合にただちに返却されている。 ☐ ☐ 14. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 15. 第三者の土地への立ち入りにあたって交付を受けた身分証明書は、立入完了後10日以内に返却されている。 ☐ ☐ 16. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ ☐ 17. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ ☐ 18. 設計図書に基づき、適切な時期に履行状況報告が提出されている。 ☐ ☐ 19. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ ☐ 20. その他 [] (対象: 管理、担当技術者)									☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～20のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(1)3. 単純調査業務 業務名

(主任調査員4／9)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者				業務、管理、担当技術者									
				a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
				10	-	5	-	0	-5	-10	10	-	5	-	0	-5	-10
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d
				28	-	14	-	0	-14	-28							
実施状況の評価	品質管理 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)												☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。		
		☐ 1. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 ☐ 2. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に定める以外の基準等を使用する場合は、使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 ☐ 3. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。 ☐ 4. 業務の実施にあたり、調査地点の確認を行い、業務実施に必要な現地の状況を把握している。調査地点の確認に際しては、調査対象項目を整理し、調査職員の承諾を得ている。 ☐ 5. 資料の提出時に、記載・転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 ☐ 6. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。 ☐ 7. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 ☐ 8. 管理技術者が業務実施に必要な情報を収集して把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査が行われている。 ☐ 9. 実施方針や方法が適切であるかの照査が適正に行われている。															

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	—	5	—	0	—5	—10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	—	14	—	0	—14	—28	
実施状況の評価	品質管理 (2/2)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 10. 調査の正確性、適切性に着目し照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 11. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 ☐ ☐ 12. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。 ☐ ☐ 13. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。 ☐ ☐ 14. その他 [] (対象:管理、担当、照査技術者)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～14のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					4	3	2	1	0	—	—	
実施状況の評価	創意工夫 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ ☐ 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 ☐ ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ ☐ 4. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、分かりやすく、説明しやすい。 ☐ ☐ 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)										

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力（1/2）	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務の作業効率、精度を向上させる提案が自主的に行われた。 ☐ 2. 業務の遂行上、課題や問題点が発生した場合に迅速に報告された。 ☐ 3. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 4. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 5. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 6. 調査業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 7. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 8. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 9. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 10. 車輛の運転・駐車にあたって地元住民に配慮し、苦情等がなかった。 ☐ 11. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	－	3	－	0	－3	－6
説明調整能力の評価	説明調整能力（2／2）	◎ 評価は1～11のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()									

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
				10	－	5	－	0	－5	－10			
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e		
				12	－	6	－	0	－6	－12			
結果の評価	成果物の品質 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ ☐ 2. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 ☐ ☐ 3. 写真管理が適切に行われ、状況が容易に把握できる。 ☐ 4. 調査結果のとりまとめにおいて、ミスがなかった。 ☐ 5. 調査結果がわかりやすく整理され、工夫が見られる。 ☐ ☐ 6. 多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業(業務)に対し、必要な作業(業務)成果が得られた。 ☐ 7. 業務報告書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説されとりまとめられている。 ☐ ☐ 8. その他 [] (対象:管理、担当、照査技術者)								☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。		☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。	
		◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()			

(1)3. 単純調査業務 業務名

(総括調査員1/3)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力の評価	実施体制と執行計画 (1/1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ 2. 管理技術者は、関連のある業務等の受注者等と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 ☐ ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 ☐ ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 ☐ ☐ 6. その他 [] (対象:管理技術者) ●評価点 [] 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a)、7.5点(a')、5点(b)、2.5点(b')、0点(c)、-5点(d)、-10点(e)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、-5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
						20		15		10		7.5		0		-		-	
				担当技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
						25		19		12.5		7		0		-		-	
実施状況の評価	業務特性 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 3. 厳しい自然、地盤条件への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 4. 業務の特殊性への対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 5. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ 6. その他 [] (対象: 管理、担当技術者)																	
		●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●評価点 点 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、管理技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。 ※上記の項目に1つ以上レ点が付けば業務評定、管理技術者は7.5点(b'), 担当技術者は7点(b')評価以上とする。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※ただし、評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、管理技術者は20点(a), 担当技術者は25点(a)評価も可)																	

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	－	－
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					15	12	7.5	4	0	－	－
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観 (1 / 1)	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ 4. 地域への貢献等に関して、評価できるものがあった。 ☐ ☐ 5. その他 () (対象:管理、担当技術者) ●評価点 点 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)									

(1)3. 単純調査業務 業務名

(検査職員1/5)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力の評価	実施体制と執行計画（1 / 1）	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、業務遂行段階で適切に照査技術者による照査を受け、その内容を把握して円滑な業務遂行に努めている。 ☐ 2. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 5. 業務計画書の記載内容と調査方法が一致し、現地環境を乱さず調査していることが確認できる。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他（ ）(対象:管理技術者)									☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c										

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	－	5	－	0	－5	－10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	－	10	－	0	－10	－20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	－	6	－	0	－6	－12	
実施状況の評価	品質管理 (1/2)	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 設計図書の内容を十分に理解し、業務に反映している。 ☐ ☐ 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 ☐ ☐ 3. 照査技術者は、業務期間をとおして適切に照査を実施している。 ☐ ☐ 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名又は署名のうえ管理技術者に提出している。 ☐ 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で検査を行ったことが確認できる。 ☐ 6. 「業務計画書」において成果物の品質を確保するための記述があり、その内容が適切で、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 ☐ 7. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 ☐ 8. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 ☐ ☐ 9. その他 () (対象: 管理、担当技術者)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	－	5	－	0	－5	－10
実施状況の評価	品質管理 (2 / 2)			担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	－	10	－	0	－10	－20
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	－	6	－	0	－6	－12
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c ①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()											

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				20	-	10	-	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				28	-	14	-	0	-14	-28	
結果の評価	成果品の品質 (1 / 2)	●評価対象項目 (選択) (評定)								☐ 成果品について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果品について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ ☐ 3. 設計業務への引き継ぎ事項、技術的ポイントが整理されている。 ☐ ☐ 4. 現地踏査の結果より判明した対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 6. 必要書類等が整備されていた。 ☐ 7. 誤字・脱漏、記載ミスがない。 ☐ 8. 理解しづらい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 ☐ 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ 10. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。									

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。 ☐ 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ 12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ 13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ 14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ 15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ 16. その他 () (対象:管理、担当技術者)								☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()						

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
				照査技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
					a	a'	b	b'	c	d	e
					28	21	14	7	0	-14	-28
☐ 10. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。											
☐ 11. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。											
☐ ☐ 12. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。											
☐ ☐ 13. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。											
☐ ☐ 14. 当該業務における調査・計画の留意点が、調査・計画方法の内容を考慮し的確に提案されている。											
☐ ☐ 15. 調査成果のとりまとめ、集計整理が、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎に、適切であるかの照査が適正に行われている。											
☐ ☐ 16. 事業特性、地域特性等が、調査、予測及び照査の手法の選定に考慮されているかの評価が適正に行われている。											
☐ ☐ 17. 評価項目の選定について、適切な評価項目が提案され、適切であるかの照査が適正に行われている。											
☐ ☐ 18. 調査結果等の解析が適切であるかの照査が適正に行われている。											
☐ ☐ 19. その他 () (対象:管理、担当、照査技術者)											
◎評価は1～19のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c				①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()							

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					4	3	2	1	0	—	—	
実施状況の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ 4. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)										

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 3. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 4. 調査・計画業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 8. その他 () (対象: 管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()						

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					12	9	6	3	0	-6	-12
結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ 2. 現地調査等の結果が、写真や図面等によりの確に整理されている。 ☐ 3. 業務成果等の取りまとめにおいて、ミスがなかった。 ☐ 4. 業務成果は、特記仕様書、各調査業務及び計画業務の共通仕様書の各章の該当条文に定めた内容での確にとりまとめられている。 ☐ 5. 業務報告書の作成にあたり、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させ、その検討・解析等の過程と共に、的確にとりまとめられている。 ☐ 6. 調査、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献などが漏れなく記載されている。 ☐ 7. 検討、解析の計算過程がわかりやすく整理されている。 ☐ 8. 業務計画書で、成果品の品質を確保するための計画が記載され、漏れなく成果に反映されている。 ☐ 9. その他 () (対象:管理、担当、照査技術者) ◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c								☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		担当技術者		a	a'	b	b'	c	d	e			
				a	a'	b	b'								c	d	e
				20	15	10	7.5								0	－	－
実施状況の評価	業務特性			●評価対象項目 (選択)(評定)													
				I 設計条件への対応													
				☐	☐	I－1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。											
				☐	☐	I－2. 調査・計画条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。											
				☐	☐	I－3. 調査・計画条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。											
				☐	☐	I－4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。											
				☐	☐	I－5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。											
				☐	☐	I－6. その他 () (対象者:管理、担当技術者)											
				II 高度な技術力への対応													
				☐	☐	II－1. 業務成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる											
				☐	☐	II－2. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。											
				☐	☐	II－3. その他 () (対象者:管理、担当技術者)											
				●評価点		●評価点											
				点		点											
				* 業務評定、管理技術者の評価に反映。		* 担当技術者の評価に反映。											
				●判断基準													
				上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、管理技術者は20点(a)、15点(a')、10点(b)、7.5点(b')、0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a)、19点(a')、12.5点(b)、7点(b')、0点(c)で評価する。													
				※上記の項目に1つ以上レ点が付けば業務評定、管理技術者は7.5点(b')、担当技術者は7点(b')評価以上とする。													
				※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施)													
				※ただし、評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、管理技術者は20点(a)、担当技術者は25点(a)評価も可)													

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	－	－
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					15	12	7.5	4	0	－	－
取組 姿勢	責任感・積極性・倫理観	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ ☐ 4. その他 () (対象者: 管理、担当技術者)									
		●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●評価点 点 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)									

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	-	5	-	0	-5	-10
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 ☐ 2. 業務計画書が契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 ☐ 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他 () (対象者:管理技術者)								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				業務、 管理技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				照査技術者	12	9	6	3	0	-6	-12	
実施状況の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 設計図書の内容を十分点検している。 ☐ 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 ☐ 3. 照査技術者は、業務期間をとおして適切に照査を実施している。 ☐ 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名又は署名のうえ管理技術者に提出している。 ☐ 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 ☐ 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 ☐ 7. 業務遂行にあたり、チェックシート等を作成し、作業中のミス防止の実施に努めている。 ☐ 8. 「業務計画書」において成果物の品質を確保するための記述があり、その内容が適切で、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 ☐ 9. その他 () (対象:管理、担当、照査技術者) ◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員が文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()										

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 2. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ 3. 調査・計画時の配慮事項、ポイントや品質を高めるための提案が別途、引き継ぎ事項として整理されている。 ☐ 4. 現地踏査の結果より判明した調査、計画上の対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ 6. 誤字・脱漏、記載ミスなどがない。 ☐ 7. 理解しやすい文章表現などがなく、わかりやすい成果となっている。 ☐ 8. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ 9. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 ☐ 10. 成果物のチェック方法に工夫が見られた。 ☐ 11. 成果物は、独自に設定した社内基準を満足し、精度の向上に繋がっている。 ☐ 12. その他 () (対象者:管理、担当、照査技術者) ◎評定は1～12のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()										

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 ☐ 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 ☐ 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 ☐ 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 ☐ 6. 業務の実施方針における検討方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な手順、手法であり、他の手本となすべき優れたものである。 ☐ 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 ☐ 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 ☐ 9. その他 () (対象: 管理、担当技術者)								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()						

(3) 1. 予備・基本設計業務 業務名:

(主任調査員)2/7

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施状況の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに設計業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。 ☐ ☐ 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ ☐ 12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ ☐ 13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ ☐ 14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ ☐ 15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ ☐ 16. その他 () (対象: 管理、担当技術者)								☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c								①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
実施状況の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ 1. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。										
		☐ ☐ 2. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。										
		☐ ☐ 3. 照査技術者は、管理技術者が収集した現地状況等の基本情報が適切であるか確認を行っている。										
		☐ ☐ 4. 埋設物、支障物件、周辺施設との近接の有無等、施工条件が反映されているかの照査が適正に行われている。										
		☐ ☐ 5. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査が適正に行われている。										
		☐ ☐ 6. 設計計算書、設計図、数量の正確性、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査が適正に行われている。										
		☐ ☐ 7. 受取対象物の照査のみならず、仮設工及びコスト縮減、建設副産物対策の妥当性についても十分な照査が適正に行われている。										
		☐ ☐ 8. 施工条件、環境特性、施工上の留意点等を踏まえ、施工計画書に適切に反映させている。										
		☐ ☐ 9. 資料の提出時に、記載・転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。										
		☐ ☐ 10. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に定める以外の基準等を使用する場合は、使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。										
		☐ ☐ 11. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。										
☐ ☐ 12. 設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握している。												

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				照査技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
					a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
		☐	☐	13. 現地踏査の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、調査対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。								
		☐	☐	14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。								
		☐	☐	15. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。								
		☐	☐	16. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。								
		☐	☐	17. 構造等について、維持管理が容易となるよう詳細な検討がされている。								
		☐	☐	18. 構造及び維持管理の検討において、施設の長寿命化となる提案がされている。								
		☐	☐	19. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。								
		☐	☐	20. 当該現場の施工条件や環境特性などを的確に把握している。								
		☐	☐	21. 当該現場における施工上の留意点が、重要度や施工段階を考慮し的確に提案されている。								
		☐	☐	22. 仮設計画が施工条件を的確に踏まえて提案されている。								
		☐	☐	23. その他 () (対象:管理、担当、照査技術者)								
◎評価は1～23のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c												

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					4	3	2	1	0	—	—	
実施状況の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ 2. 検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等が提案されている。 ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ 4. ライフサイクルコストや新技術の活用など総合的かつ有効的なコスト削減の提案がなされている。 ☐ 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)										

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 3. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 4. 設計業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 8. その他 () (対象: 管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()						

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計説明書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説しとりまとめられている。 ☐ 2. 設計計算書は、設計条件、出典根拠、計算プログラム、モデル図、アウトプットデータがわかりやすく整理されている。 ☐ 3. 設計図面は、特記仕様書に基づき、適切な縮尺、配置により必要事項が漏れなく記載されている。 ☐ 4. 数量計算書は、計算方法や計算手順が明確である。 ☐ 5. 概算工事費は、適用する積算基準書に基づき構成され、採用する単価が妥当である。 ☐ 6. 施工計画書は、工事実施に当たって必要な事項の基本的内容が記載されている。 ☐ 7. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 ☐ 8. 数量計算書は、「港湾請負工事積算基準」に基づき、工種別、区間別に取りまとめられている。 ☐ 9. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ 10. その他 () (対象者: 管理、担当、照査技術者) ◎評定は1～10のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()										

(3)1. 予備・基本設計業務 業務名:

(総括調査員) 1 / 3

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ 2. 管理技術者は、関連のある設計業務等の受注者等と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 ☐ ☐ 6. その他 () (対象:管理技術者) ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a)、7.5点(a')、5点(b)、2.5点(b')、0点(c)、-5点(d)、-10点(e)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、 -5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。										

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					20	15	10	7.5	0	－	－
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					25	19	12.5	7	0	－	－
実施状況の評価	業務特性	●評価対象項目 (選択) (評定) I 設計条件への対応 ☐ ☐ I－1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I－2. 設計条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I－3. 設計条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I－4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I－5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。 ☐ ☐ I－6. その他 () (対象: 管理、担当技術者) II 高度な技術力への対応 ☐ ☐ II－1. 設計業務成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる ☐ ☐ II－2. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ II－3. その他 () (対象: 管理、担当技術者) ●評価点 点 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、管理技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。 ※上記の項目に1つ以上レ点が付けば業務評定、管理技術者は7.5点(b'), 担当技術者は7点(b')評価以上とする。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※ただし、評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、管理技術者は20点(a), 担当技術者は25点(a)評価も可)									

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	—	—
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					15	12	7.5	4	0	—	—
取組 姿勢	責任感・ 積極性・ 倫理観	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ ☐ 4. その他 () (対象: 管理、担当、照査技術者)									
		●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●評価点 点 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとられず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)									

(3) 1. 予備・基本設計業務 業務名:

(検査職員1/3)

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 ☐ 2. 業務計画書が契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 ☐ 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他 () (対象者:管理技術者) ◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

(3) 1. 予備・基本設計業務 業務名:

(検査職員2/3)

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
実施状況の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 設計図書の内容を十分点検している。 ☐ ☐ 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 ☐ ☐ 3. 照査技術者は、業務期間をとおして適切に照査を実施している。 ☐ ☐ 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名又は署名のうえ管理技術者に提出している。 ☐ 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 ☐ 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 ☐ 7. 品質確保及び向上のための工夫が見られ、その内容が適切である。 ☐ ☐ 8. 現場発生材の発生抑制や利活用について検討され、成果に反映されている。 ☐ ☐ 9. 最適な施工計画の立案等により、コスト縮減が可能となる成果が得られている。 ☐ 10. 「業務計画書」において成果物の品質を確保するための記述があり、その内容が適切で、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 ☐ ☐ 11. 最適な施工計画の立案、新技術、新工法の採用等により工期短縮が可能となる成果が得られている。 ☐ ☐ 12. その他 () (対象: 管理、担当、照査技術者)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～12のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()	

(3) 1. 予備・基本設計業務 業務名:

(検査職員3/3)

検査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					20	15	10	5	0	-10	-20	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 現地条件・特性を踏まえた適切な仮設計画、施工方法等が施工計画書に的確に記載されている。 ☐ ☐ 2. 現地踏査の結果より判明した設計上の対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ ☐ 3. 現場での施工における技術的ポイントが別途、引き継ぎ事項として整理されている。 ☐ ☐ 4. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ ☐ 6. 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアルの使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させている。 ☐ ☐ 7. グリーン購入法(平成15年7月法律第119号)に基づき、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品の採用をしている。 ☐ ☐ 8. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 ☐ ☐ 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ ☐ 10. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ ☐ 11. コスト削減の着目点、留意事項等において、詳細設計に向けた有益な提案がされている。 ☐ ☐ 12. 有用な新技術・新工法の検討がされ、施工品質向上を図る提案がされている。 ☐ ☐ 13. その他 () (対象者: 管理、担当、照査技術者)									☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～13のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

考查項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されている。 ☐ 2. 特記仕様書等に示された当該業務と関連する他の業務、事業が理解されている。 ☐ 3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ 4. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施している。 ☐ 5. 担当技術者は、優れた技術力や創意工夫をもって、業務の成果に貢献している。 ☐ 6. 業務の実施方針における検討方法は、本業務の目的を十分理解し、成果を得るための的確な手順、手法であり、他の手本となすべき優れたものである。 ☐ 7. 業務の実施体制は、業務内容に応じた適切な人員配置であり、業務の停滞や手戻りを生じさせず完了させた。 ☐ 8. 業務実施段階で判明した重要な事実等を速やかに変更業務計画書に反映し提出されている。 ☐ 9. その他〔 〕(対象:管理、担当技術者)								☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()						

(3)2. 細部・実施設計業務 業務名:

(主任調査員)2/7

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					5	-	2.5	-	0	-2.5	-5	
実施状況の評価	執行管理	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務工程表は、契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 2. 契約締結後速やかに設計業務に着手している。 ☐ 3. TECRISへの登録申請を調査職員の確認を受けた上で速やかに行っている。 ☐ 4. 調査職員と連絡を密にとり、円滑な業務の実施に努めている。 ☐ 5. 調査職員の指示事項に迅速に対応している。 ☐ 6. 打合せにおいて、業務の課題とその解決策の提案が優れている。 ☐ 7. 打合せにおいて、発注者が判断できる適切な資料の提示・提出がなされている。 ☐ 8. 打合せ記録簿は、必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出されている。 ☐ 9. 業務計画書の業務工程(表)は、クリティカルポイントが明確にされている。 ☐ 10. 業務の進捗を図るための工夫がなされている。 ☐ 11. 業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。 ☐ 12. 第三者の土地等への立ち入りにあたって、トラブルの発生が無いように適切な対応を行っている。 ☐ 13. 屋外作業において、第三者の安全確保に努めている。 ☐ 14. 屋外作業において、事故が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導・監督に努めている。 ☐ 15. 休日、夜間に屋外作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出している。 ☐ 16. その他 () (対象:管理、担当技術者)									☐ 執行管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 執行管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		◎評定は1～16のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()	

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
実施状況の評価	品質管理	●評価対象項目 (選択) (評定)									☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ 1. 照査計画において、発注者から指摘がなかった。 ☐ ☐ 2. 照査技術者は、業務の各照査段階において自身での照査を行い、照査後に発注者からの指摘がなかった。 ☐ ☐ 3. 照査技術者は、管理技術者が収集した現地状況等の基本情報が適切であるか確認を行っている。 ☐ ☐ 4. 埋設物、支障物件、周辺施設との近接の有無等、施工条件が反映されているかの照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 5. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 6. 設計計算書、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 7. 受取対象物の照査のみならず、仮設工及びコスト縮減、建設副産物対策の妥当性についても十分な照査が適正に行われている。 ☐ ☐ 8. 施工条件、環境特性、施工上の留意点等を踏まえ、施工計画書に適切に反映させている。 ☐ ☐ 9. 資料の提出時に、記載・転記・計算ミスが無く内容のチェックを行っている。 ☐ ☐ 10. 業務の実施に当たり、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に定める以外の基準等を使用する場合は、使用にあたって、事前に調査職員の承諾を得ている。 ☐ ☐ 11. 業務の実施に当たり、設計図書に定める技術基準等について、十分に理解した上で適用している。 ☐ ☐ 12. 設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握している。										

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
				照査技術者	10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
					a	a'	b	b'	c	d	e	
					28	21	14	7	0	-14	-28	
		☐	☐	13. 現地踏査の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項を照合して、調査対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。								
		☐	☐	14. 資料収集の実施に際し、貸与資料や設計図書に示す設計事項と照合して、資料収集対象項目を整理し、調査職員に報告して実施している。								
		☐	☐	15. 技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。								
		☐	☐	16. 履行段階において、状況に応じた適切な対応を行った。もしくは提案がされている。								
		☐	☐	17. 構造等について、維持管理が容易となるよう詳細な検討がされている。								
		☐	☐	18. 構造及び維持管理の検討において、施設の長寿命化となる提案がされている。								
		☐	☐	19. 過年度からの打合せ経緯や成果を踏まえた成果となっている。								
		☐	☐	20. 当該現場の施工条件や環境特性などを的確に把握している。								
		☐	☐	21. 当該現場における施工上の留意点が、重要度や施工段階を考慮し的確に提案されている。								
		☐	☐	22. 仮設計画が施工条件を的確に踏まえて提案されている。								
		☐	☐	23. その他() (対象: 管理、担当、照査技術者)								
◎評価は1～23のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c												
①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()% = 該当項目数() / 評価対象項目数()												

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					4	3	2	1	0	—	—	
実施状況の評価	創意工夫	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。 ☐ 2. 成果品に、検討課題と共に今後実施すべき検討事項・方針等の提案が含まれている。 ☐ 3. 品質管理のための照査体制を構築させ、有効的に機能している。 ☐ 4. ライフサイクルコストや新技術の活用など総合的かつ有効的なコスト削減の提案がなされている。 ☐ 5. 創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。 具体記述() ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者、担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記の項目のレ点の数により、4点(a)、3点(a')、2点(b)、1点(b')、0点(c)で評価する。 ※ただし、特段の評価ができる場合は、レ点の数にとらわれず、評価する内容を総合的に判断して評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は4点(a)の加算評価も可)										

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					6	-	3	-	0	-3	-6
説明調整能力の評価	説明調整能力	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 疑義に対する質問や提案等が適切に行われた。 ☐ 2. 説明内容が事前に十分整理されており、打合せも円滑に行われた。 ☐ 3. 打合せ及び資料の説明において、論理的で容易に理解できる説明が行われた。 ☐ 4. 設計業務等を実施するための関係官公庁等への手続きを速やかに行っている。 ☐ 5. 発注者が行う関係官公庁等への手続きに際して、分かりやすく、説明しやすい資料等の作成が行われている。 ☐ 6. 関係官公庁等及び地元関係者との手続きや交渉状況が遅滞なく報告されている。 ☐ 7. 発注者の指示による受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等において、誠意をもって適切な対応が図られている。 ☐ 8. その他 [] (対象: 管理、担当技術者)								☐ 説明調整について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 説明調整について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
◎評定は1～8のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c					①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()						

考査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理、担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10	
				照査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					12	9	6	3	0	-6	-12	
結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ 1. 設計説明書は、業務全般の内容とそのポイントが的確に解説しとりまとめられている。 ☐ 2. 設計計算書は、設計条件、出典根拠、計算プログラム、モデル図、アウトプットデータがわかりやすく整理されている。 ☐ 3. 設計図面は、特記仕様書に基づき、適切な縮尺、配置により必要事項が漏れなく記載されている。 ☐ 4. 数量計算書は、計算方法や計算手順が明確である。 ☐ 5. 概算工事費は、適用する積算基準書に基づき構成され、採用する単価が妥当である。 ☐ 6. 施工計画書は、工事実施に当たって必要な事項の基本的内容が記載されている。 ☐ 7. 現地踏査の結果が、写真や図面によりの確に整理されている。 ☐ 8. 数量計算書は、「港湾請負工事積算基準」に基づき、工種別、区間別に取りまとめられている。 ☐ 9. 設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項が漏れなくとりまとめられている。 ☐ 10. その他 () (対象者: 管理、担当、照査技術者) ◎評定は1～10のうち 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が60%未満 c									☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数()										

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、 管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
					10	7.5	5	2.5	0	-5	-10
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択)(評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、優れた技術力をもって、業務の技術上の管理を適切に行っている。 ☐ ☐ 2. 管理技術者は、関連のある設計業務等の受注者等と積極かつ主導的に協議を行い相互に協力し業務を行っている。 ☐ ☐ 3. 業務計画書における実施方針は、優れた手法、技術もしくは創意工夫によるものである。 ☐ 4. 業務の効率化に関する具体的な提案がされている。 ☐ 5. 業務の実施体制において、支店・本社などの支援体制が整備されている。 ☐ ☐ 6. その他 [] (対象:管理技術者) ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c), -5点(d), -10点(e)で評価する。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総括的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は10点(a)評価も可) ※業務執行上の過失として主任調査員(検査職員)細別評価項目において-5点(d)または-10点(e)評価があった場合、 -5点(d)評価以下とし「その他」に理由を記載すること。									

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		b	b'	c	d	e
				a	a'					
				20	15					
		担当技術者		a	a'	b	b'	c	d	e
				25	19	12.5	7	0	-	-
実施状況の評価	業務特性	●評価対象項目 (選択)(評定) I 設計条件への対応 ☐ ☐ I-1. 現場条件や環境条件などの制約条件が多く、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I-2. 設計条件の設定において、高度な技術を要し、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I-3. 設計条件の設定に当たり、地元、関係機関の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I-4. 関連する事業、工事に配慮する必要がある、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ I-5. 地元関係者への説明、交渉等の資料等に工夫がみられ、特に評価できる。 ☐ ☐ I-6. その他 [] (対象: 管理、担当、照査技術者) II 高度な技術力への対応 ☐ ☐ II-1. 設計業務成果の導きにおいて、多岐にわたる比較検討が必要であり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ II-2. 委員会もしくは有識者の意見聴取が必要であり、その対応が特に評価できる。 ☐ ☐ II-3. その他 [] (対象: 管理、担当技術者) ●評価点 点 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、業務評定、管理技術者は20点(a), 15点(a'), 10点(b), 7.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は25点(a), 19点(a'), 12.5点(b), 7点(b'), 0点(c)で評価する。 ※上記の項目に1つ以上レ点が付けば業務評定、管理技術者は7.5点(b'), 担当技術者は7点(b')評価以上とする。 ※総括調査員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※ただし、評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとらわれず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、管理技術者は20点(a), 担当技術者は25点(a)評価も可)								

審査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観			業務、管理技術者		a		a'		b		b'		c		d		e	
				10		7.5		5		2.5		0		-		-			
				a		a'		b		b'		c		d		e			
				15		12		7.5		4		0		-		-			
●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ 1. 業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。 ☐ 2. 業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、問合わせや確認が迅速になされ、確認された事項を記録し関係者に共有を図るなど特に評価できるものがあった。 ☐ 3. 業務遂行中、新たに発生した課題に対して、社内全体として体制の拡充を図るなど、業務を完成させるにあたり特に評価できるものがあった。 ☐ ☐ 4. その他 [] (対象: 管理、担当、照査技術者) ●評価点 点 ●評価点 点 * 業務評定、管理技術者の評価に反映。 * 担当技術者の評価に反映。 ●判断基準 上記該当項目を、総合的に判断して、業務評定、管理技術者は、10点(a), 7.5点(a'), 5点(b), 2.5点(b'), 0点(c)で評価する。 担当技術者は15点(a), 12点(a'), 7.5点(b), 4点(b'), 0点(c)で評価する。 ※総括監督員は、主任調査員の意見を参考に発注業務全体を視野に入れた総合的な評価を行う。 (業務履行過程での日々の対応の評価は主任調査員が実施) ※評価にあたっては、評価対象項目のレ点の数だけにとられず、評価する内容を総合的に判断し評価する。 (例えば、レ点が1つであっても、その内容が特に評価に値する場合は業務評定、主任技術者は10点(a), 担当技術者は15点(a)評価も可)																			

(3)2. 細部・実施設計業務 業務名:

(検査職員1/3)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者	a	a'	b	b'	c	d	e	
					10	-	5	-	0	-5	-10	
実施能力の評価	実施体制と執行計画	●評価対象項目 (選択) (評定) ☐ ☐ 1. 管理技術者は、照査結果の確認を行っている。 ☐ 2. 業務計画書が契約締結後速やかに提出されている。 ☐ 3. 業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。 ☐ 4. 業務計画書における実施方針は、特記仕様書等の設計図書の項目を満足し指摘や修正がない。 ☐ 5. 業務計画書における実施方針は、本業務の目的や内容に基づき、図式等による工夫が見られ、かつ、内容がわかりやすく記載されている。 ☐ ☐ 6. 再委託に付した場合、書面により協力者との契約関係が明確であり、協力者に対して適切な指導、管理を行い、かつ、委託先の成果物に対する照査を行っていることが書面で確認できる。 ☐ 7. 守秘義務について具体的な計画を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 8. 個人情報等の管理に関する管理体制等を業務計画書等に記載している。 ☐ ☐ 9. その他〔 〕(対象者:管理技術者) ◎評定は1～9のうち 評価値が90%以上 a 評価値が70%以上90%未満 b 評価値が70%未満 c									☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 実施体制及び執行計画について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()										

(3)2. 細部・実施設計業務 業務名:

(検査職員2/3)

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務、管理技術者		a'		b		b'		c		d		e							
				10		7.5		5		2.5		0		-5		-10							
				a		a'		b		b'		c		d		e							
				20		15		10		5		0		-10		-20							
実施状況の評価	品質管理			a		a'		b		b'		c		d		e							
				12		9		6		3		0		-6		-12							
●評価対象項目 (選択) (評定)				☐ 1. 設計図書の内容を十分点検している。 ☐ 2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め、業務計画書に記載している。 ☐ 3. 照査技術者は、業務期間をとおして適切に照査を実施している。 ☐ 4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の記名又は署名のうえ管理技術者に提出している。 ☐ 5. 品質確保のための会社独自の照査体制が確立され、その体制で照査を行ったことが確認できる。 ☐ 6. 品質管理のためのシステムが構築されており、かつ、成果への反映について確認できる。 ☐ 7. 品質確保及び向上のための工夫が見られ、その内容が適切である。 ☐ 8. 現場発生材の発生抑制や利活用について検討され、成果に反映されている。 ☐ 9. 最適な施工計画の立案等により、コスト縮減が可能となる成果が得られている。 ☐ 10. 「業務計画書」において成果物の品質を確保するための記述があり、その内容が適切で、かつ、当該業務の品質の管理に繋がっている。 ☐ 11. 最適な施工計画の立案、新技術、新工法の採用等により工期短縮が可能となる成果が得られている。 ☐ 12. その他 [] (対象: 管理、担当、照査技術者)												☐ 品質管理について、調査職員が文書で改善指示を行った。				☐ 品質管理について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。			
◎評定は1～12のうち																							
評価値が90%以上 a																							
評価値が80%以上90%未満 a'																							
評価値が70%以上80%未満 b																							
評価値が60%以上70%未満 b'																							
評価値が60%未満 c																							
				①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。 ②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()																			

(検査職員3/3)

業務・管理・担当技術者				検査技術者			
業務・管理・担当技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
20	15	10	5	0	-10	-20	
検査技術者	a	a'	b	b'	c	d	e
28	21	14	7	0	-14	-28	

調査項目	細別	選択区分	評価区分	業務・管理・担当技術者				検査技術者			
				a	a'	b	b'	c	d	e	

結果の評価	成果物の品質	●評価対象項目 (選択) (評定)				☐ 成果物について、調査職員が文書で改善指示を行った。	☐ 成果物について、調査職員の文書による改善指示に従わなかった。
		☐ ☐ 1. 現地条件・特性を踏まえた適切な仮設計画、施工方法等が施工計画書に的確に記載されている。 ☐ ☐ 2. 現地踏査の結果より判明した設計上の対応が必要な事項についての対策が記載されている。 ☐ ☐ 3. 現場での施工における技術的ポイントが別途、引き継ぎ事項として整理されている。 ☐ ☐ 4. 設計図書に定められた項目及び指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ ☐ 5. 業務遂行段階での指示事項が漏れなく整理されている。 ☐ ☐ 6. 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月法律第110号)に基づき、エコマテリアルの使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、調査職員と協議のうえ設計に反映させている。 ☐ ☐ 7. グリーン購入法(平成15年7月法律第119号)に基づき、物品使用の検討にあたって環境への負荷が少ない環境物品の採用をしている。 ☐ ☐ 8. 全体的な構成や説明の流れが業務の目的と成果への導きとして適切にとりまとめられている。 ☐ ☐ 9. 個々の説明において、図や表を活用するなどわかりやすい説明となっている。 ☐ ☐ 10. 活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすく整理されている。 ☐ ☐ 11. コスト縮減留意書において、有益な提案がされている。 ☐ ☐ 12. 有用な新技術・新工法の検討がされ、施工品質向上を図る提案がされている。 ☐ ☐ 13. その他〔 〕(対象者:管理、担当、検査技術者)					
◎評定は1～13のうち							
評価値が90%以上 a							
評価値が80%以上90%未満 a'							
評価値が70%以上80%未満 b							
評価値が60%以上70%未満 b'							
評価値が60%未満 c							

①「評価対象項目」のうち、(選択)のチェック欄があるものは、選択項目として該当する場合にチェックし、評価対象の項目とする。その他は必須項目とする。

②必須項目と選択項目で選択した項目を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数()

(4) 工事管理業務等 ① 〔主任調査員用〕

(1/2)

評価項目		評価の 視点		配点		得 点 率					得点	評価細目
						優 標 準 劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	当該業務の主旨を十分に理解しているか？	10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書に記載された内容を的確に理解していた。 ☐ ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 ☐ ・提出資料等に当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に記述されていた。（担当路線・河川等の地域特性など）
		小 計		10	6	①						
		的確な履行	法令・技術基準の知識は十分か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務に必要な法律・政令・通達等が十分に理解されていた。 ☐ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 ☐ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 ☐ ・業務上必要となる、図面及び技術的資料について留意すべき、専門的知識を十分有していた。
			業務内容についての判断は的確か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃=1⇒「0.2」 〃=2⇒「0.4」 〃=3⇒「0.6」 〃=4⇒「0.8」 〃=5⇒「1.0」						☐ ・業務着手時点において、業務に必要な資料等が整備されていた。 ☐ ・業務遂行段階で、業務に必要な資料収集がなされていた。 ☐ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 ☐ ・業務遂行段階において発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 ☐ ・業務（現場）で発生した諸問題に対して十分対応できる能力を有していた。
			関係者とのコミュニケーションは適切か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・日々の業務内容を調査（監督）職員に報告するなど常に連絡を密にしていた。 ☐ ・緊急性のあるもの、ないものとの判断が適切に行われ、調査（監督）職員に分かりやすく伝えられた。 ☐ ・現場での問題点などを迅速に調査（監督）職員に伝え、問題解決に繋がる提案をした。 ☐ ・関係者（工事請負業者等）との対話を心がけ、トラブルがなかった。
		小 計		60	36	①						
		業務目的の達成度	必要事項が適切に記載されているか？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・調査職員からの指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務成果が得られた。
			業務に求められる確な取りまとめがされているか？	10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小 計		30	18	① ②						
		専門技術力 計		100	60	④						
管理技術力	業務実施体制の的確性			40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務計画書等、必要書類が滞滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。

(4) 工事管理業務等 ① 〔主任調査員用〕

(2/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優 標準 劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	管理技術力	打合せ内容の理解	発注者との打ち合わせは適切か？	20	7	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 =1⇒「0.6」 〃 =2⇒「1.0」					☐ ・打合せ記録が適切に整理され、遅滞なく作成されていた。 ☐ ・受注者内の意思疎通が正確で、指示や打ち合わせ事項が的確に業務に反映された。	
		指揮系統の迅速性 確実性	情報伝達の基本は守られているか？	40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 =1⇒「0.4」 〃 =2⇒「0.6」 〃 =3⇒「0.8」 〃 =4⇒「1.0」					☐ 関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・当該業務に関する社内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。	
	管理技術力 計			100	35	⑧						
	取組姿勢	責任感、積極性	100	5	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃 =1⇒「0.4」 〃 =2⇒「0.6」 〃 =3⇒「0.8」 〃 =4⇒「1.0」					☐ ・管理技術者、担当技術者として、責任逃れの言動は無かった。 ☐ ・打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。 ☐ ・業務の内容・精度を向上させる新たな取組が自主的になされた。		
	取組姿勢 計			100	5	⑨						
計					100	⑩						

(4) 工事管理業務等 ②〔総括調査員用〕

(1/1)

評価項目	評価の 視点	配点		得 点 率					得点	評価細目
				優 標 準 劣						
		重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失		-15	評価細目チェック数1つ毎に3点減点						☐ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ ・業務実施体制に問題があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	中立性・公平性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ ・中立性・公平性に関して、第三者から苦情があり、受注者に帰する過失があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	守秘性に係る過失		-3	評価細目チェック数1つで3点減点（チェックは1つまで）						☐ 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 ☐ ・その他（理由： ）
計			-21	⑫						

配分		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優 標準 劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門技術力	業務目的の達成度	業務に求められる確かな取りまとめがされているか？	100	50	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 " =1⇒「0.4」 " =2⇒「0.6」 " =3⇒「0.8」 " =4⇒「1.0」					☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。	
		小 計		100	50	③						
	管理技術力	業務実施体制の的確性		100	50	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 " =1⇒「0.4」 " =2⇒「0.6」 " =3⇒「0.8」 " =4⇒「1.0」					☐ ・業務計画書等、必要書類が遅滞なく提出されていた。 ☐ ・当該業務に必要な資格取得者が適切に配置されていた。 ☐ ・業務計画書に示された業務組織計画に基づく実施体制により、業務が適切に履行された。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。	
		小 計		100	50	⑥						
	計					100	⑪					

評価項目		評価の 視点		配点		得点率					得点	評価細目
						標準						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解	当該業務の主旨を十分に理解しているか？	10	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・当該業務の目的、内容が理解されていた。 ☐ ・業務計画書に記載された内容を的確に理解していた。 ☐ ・業務計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 ☐ ・提出資料等に当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に記述されていた。（担当路線・河川等の地域特性など）
		小計		10	6	①						
		的確な履行	法令・技術基準の知識は十分か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務に必要な法律・政令・通達等が十分に理解されていた。 ☐ ・業務に必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 ☐ ・特記仕様書等に示された当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 ☐ ・業務上必要となる、図面及び技術的資料について留意すべき、専門的知識を十分有していた。
			業務内容についての判断は的確か？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0」 〃=1⇒「0.2」 〃=2⇒「0.4」 〃=3⇒「0.6」 〃=4⇒「0.8」 〃=5⇒「1.0」						☐ ・業務着手時点において、業務に必要な資料等が整備されていた。 ☐ ・業務遂行段階で、業務に必要な資料収集がなされていた。 ☐ ・業務遂行段階で、当該業務に有意な情報が自主的に提供された。 ☐ ・業務遂行段階において発注者から新たに指示された事項について十分満足できる解決が図られていた。 ☐ ・業務（現場）で発生した諸問題に対して十分対応できる能力を有していた。
		小計		40	24	①						
		業務目的の達成度	必要事項が適切に記載されているか？	20	12	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・契約図書に提示された項目が、漏れなく実施された。 ☐ ・調査職員からの指示事項が、漏れなく実施された。 ☐ ・業務成果は、業務目的に照らし満足できる内容のものであった。 ☐ ・高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務成果が得られた。
			業務に求められる的確な取りまとめがされているか？	30	18	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小計		50	30	① ②						
		専門技術力 計		100	60	④						
	管理技術力	業務実施体制の的確性		40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成する資料が期限内に提出されていた。 ☐ ・提出された資料について、管理技術者が内容を適切に把握していた。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。 ☐ ・成果品の品質確保のためのチェック体制が構築され、有効に機能していた。

(5) 積算技術業務等 ① 〔主任調査員用〕

(2/2)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優 標準 劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	管理技術力	打合せ内容の理解	発注者との打ち合わせは適切か？	20	7	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.6」 〃=2⇒「1.0」					☐ ・打合せ記録が適切に整理され、遅滞なく作成されていた。 ☐ ・受注者内の意思疎通が正確で、指示や打ち合わせ事項が的確に業務に反映された。	
		指揮系統の迅速性 確実性	情報伝達の基本は守られているか？	40	14	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」					☐ ・関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 ☐ ・情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 ☐ ・当該業務に関する社内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 ☐ ・問題が発生した場合のバックアップ体制が確立していた。又は、対応が迅速に行われた。	
	管理技術力 計			100	35	⑧						
	取組姿勢	責任感、積極性	100	5	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」					☐ ・管理技術者、担当技術者として、責任逃れの言動は無かった。 ☐ ・打合せにおいて確認・解決すべき事項について見逃しがなかった。 ☐ ・業務遂行段階において不明な点が生じた場合、問い合わせや確認が迅速になされた。 ☐ ・業務の内容・精度を向上させる新たな取組が自主的になされた。		
	取組姿勢 計			100	5	⑨						
計					100	⑩						

評価項目	評価の 視点	配点		得 点 率						得点	評価細目
				優 標 準 劣							
		重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失		-15	評価細目チェック数 1 つ毎に 3 点減点							☐ ・業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 ☐ ・関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた。又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 ☐ ・業務処理のミスにより大きな手戻りが生じた。 ☐ ・業務実施体制に問題があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	中立性・公平性に係る過失		-3	評価細目チェック数 1 つで 3 点減点（チェックは 1 つまで）							☐ ・中立性・公平性に関して、第三者から苦情があり、受注者に帰する過失があった。 ☐ ・その他（理由： ）
	守秘性に係る過失		-3	評価細目チェック数 1 つで 3 点減点（チェックは 1 つまで）							☐ 業務に関する情報漏洩があり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 ☐ ・その他（理由： ）
計			-21	⑫							

(5) 積算技術業務等 ③ [検査職員用]

(1/1)

評価項目		評価の視点		配点		得点率					得点	評価細目
						優標準劣						
				重み	実点	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価	専門技術力	業務目的の達成度	業務に求められる確かな取りまとめがされているか？	100	50	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成、提出すべき資料に漏れが無かった。 ☐ ・業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 ☐ ・業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 ☐ ・業務上、入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすく取りまとめられていた。
		小 計		100	50	③						
	管理技術力	業務実施体制的的確性		100	50	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 〃=1⇒「0.4」 〃=2⇒「0.6」 〃=3⇒「0.8」 〃=4⇒「1.0」						☐ ・業務上作成する資料が期限内に提出されていた。 ☐ ・提出された資料について、管理技術者が内容を適切に把握していた。 ☐ ・履行期間を通じて安定的で十分な業務実施体制が確保されていた。 ☐ ・成果品の品質確保のためのチェック体制が構築され、有効に機能していた。
		小 計		100	50	⑥						
	計					100	⑪					

9. 評定点集計表

(1)土質調査業務、測量業務、単純調査業務															業務名					(技術者評定)(注1)																																
評価項目		細 別	主任調査員							総括調査員							検査職員							細別評定点(注1)							(管理)主任技術者			担当技術者			照査技術者															
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点																			
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画																						12.0		/	20		12.0		/	20	3.0		/	5																
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5		3.0		/	5																				
		品質管理																						12.0		/	20		12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50												
		業務特性																						6.0		/	10		6.0		/	10	7.5		/	12.5																
		創意工夫																						2.4		/	4		2.4		/	4	2.4		/	4																
	説明調整能力の評価	説明調整能力																					3.6		/	6		3.6		/	6	3.6		/	6																	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																					3.0		/	5		3.0		/	5	4.5		/	7.5																	
結果評価	成果物の品質																						18.0		/	30		18.0		/	30	30.0		/	50																	
評定者別評価点 ①																																																				
評定者別基礎点 ②			60.0																																																	
評定者別評定点(③=①+②)			④							⑤							⑥																																			
業務評定点(注2) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																																				
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																																				
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																																				
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																																				
総合評定点の算定			総合評定点(注2) ⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																																	
所 見			(主任調査員)							(総括調査員)							(検査職員)																																			

注: 1. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入として表示している。
2. 「⑦」「⑪」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

(2) 計画・調査業務

(技術者評定)(注1)

評価項目		細 別	主任調査員						総括調査員						検査職員						細別評定点(注1)				(管理)主任技術者		担当技術者		照査技術者											
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点							基礎点	評定点 / 配点	(評定率)							
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画																					12.0		/	20			12.0		/	20	3.0		/	5				
	実施状況の評価	執行管理																					3.0		/	5			3.0		/	5								
		品質管理																					12.0		/	20			12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																					6.0		/	10			6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																					2.4		/	4			2.4		/	4	2.4		/	4				
	説明調整能力の評価	説明調整能力																				3.6		/	6			3.6		/	6	3.6		/	6					
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																				3.0		/	5			3.0		/	5	4.5		/	7.5					
結果評価	成果物の品質																					18.0		/	30			18.0		/	30	18.0		/	30	30.0		/	50	
評定者別評価点 ①																																								
評定者別基礎点 ②									60.0																															
評定者別評定点(③=①+②)			④						⑤						⑥																									
業務評定点(注2) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																								
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																								
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																								
総合評定点の算定			総合評定点(注2) ⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																					
所 見			(主任調査員)						(総括調査員)						(検査職員)																									

注：1. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入として表示している。
2. 「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

(3)設計業務

(技術者評定)(注1)

評価項目			細 別	主任調査員						総括調査員						検査職員						細別評定点(注1)				(管理)主任技術者		担当技術者		照査技術者										
				a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点							基礎点	評定点 / 配点 (評定率)							
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び執行計画																						12.0		/	20		12.0		/	20	3.0		/	5				
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5		3.0		/	5	3.0		/	5				
		品質管理																						12.0		/	20		12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																						6.0		/	10		6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																						2.4		/	4		2.4		/	4	2.4		/	4				
	説明調整能力の評価	説明調整能力																					3.6		/	6		3.6		/	6	3.6		/	6					
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観																					3.0		/	5		3.0		/	5	4.5		/	7.5					
結果評価	成果物の品質																						18.0		/	30		18.0		/	30	18.0		/	30	30.0		/	50	
評定者別評価点 ①																																								
評定者別基礎点 ②									60.0																															
評定者別評定点 (③=①+②)			④						⑤						⑥																									
業務評定点(注2) ⑦=(④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																								
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする)																																								
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																								
⑩その他(低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																								
総合評定点の算定			総合評定点(注2) ⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																					
所 見			(主任調査員)						(総括調査員)						(検査職員)																									

注:1. 各評価項目の評定点は、少数第二位を四捨五入として標示している。

2. 「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し整数とする。

参考：採点上の補足

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。

以下、例を示す。

（業務実施上の過失の評価例）

- ・その他（プロポーザル方式又は総合評価落札方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・その他（総括調査員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては、「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。

以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

3. 技術提案の不履行による減点について

技術提案の不履行により評定点を減点する場合は、評価項目「その他（（例）技術提案の不履行による減点）」と記載し、本項目で減点する。



図 港湾調査・設計業務の例

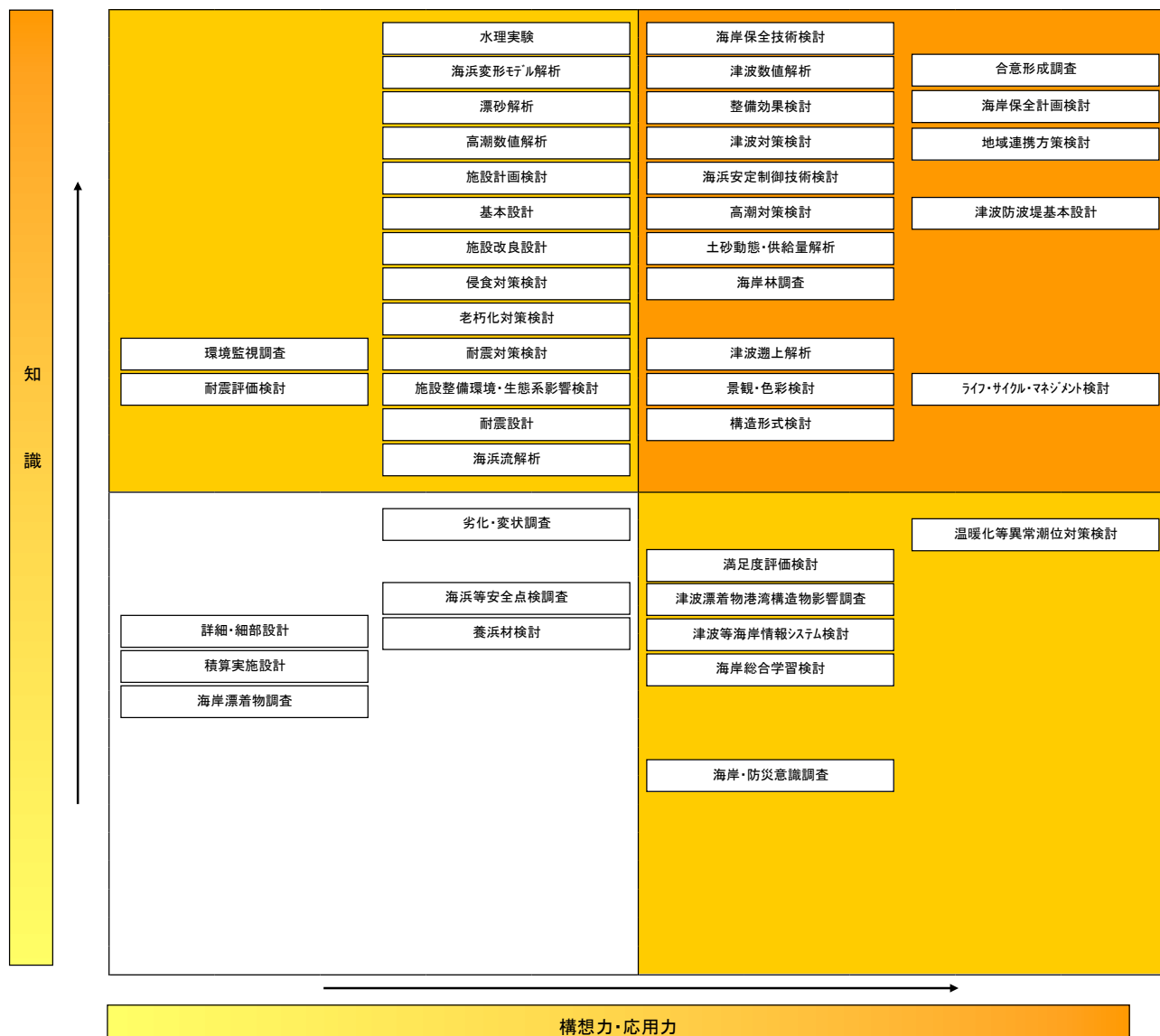


図 海岸調査・設計業務の例

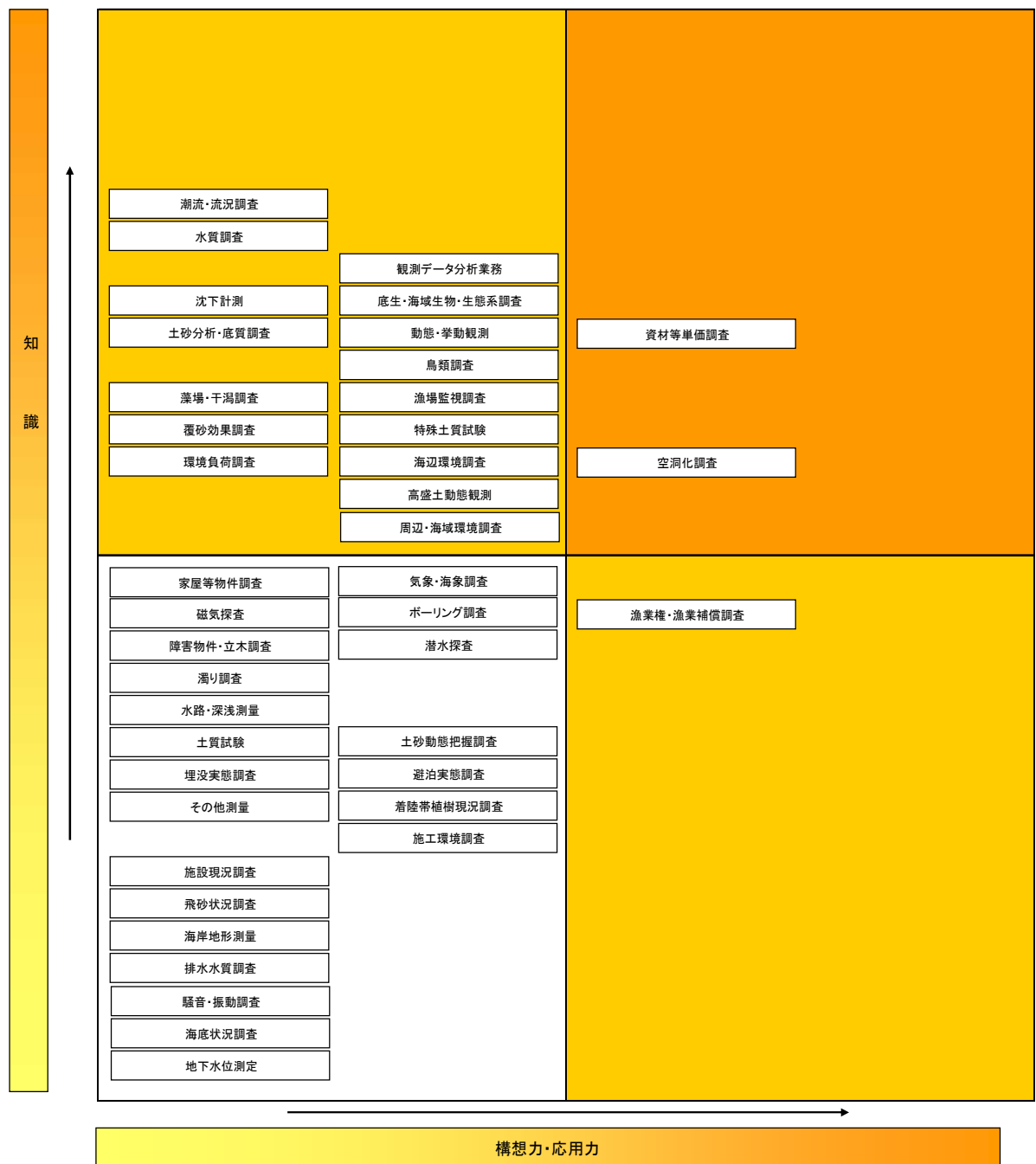


図 測量業務の例

(4) 工事管理等業務

評価項目		評価の視点	主任調査員						総括調査員						検査職員						評定点 (注2)	業務評定(注2)			技術者評定(注2)													
			得点割合						得点割合						得点割合							評定点 (注2)	管理技術者(注1)			技術者(注1)			調査技術者									
			配点	基準					得点	評定点 (注2)	配点	基準					得点	評定点 (注2)	配点	加重平均点の算出			評定点	加重平均点の算出		評定点	加重平均点の算出											
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2				0.0	1.0	0.8	0.6	0.4				0.2				0.0	1.0		0.8	0.6	0.4	0.2	0.0	重み	評点	/	加重平均点	重み	評点	/
専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	○※	6						③= 0.0	①= 0.0									0	6	0.0	/	6.0	0	6	0.0	/	6.0	0	6	0.0	/	6.0				
		的確な履行	法令・技術基準の知識	○※	12						③= 0.0	①= 0.0									0	36	0.0	/	36.0	0	36	0.0	/	36.0	0	36	0.0	/	36.0			
			業務内容についての判断	○※	12						③= 0.0	①= 0.0										6	0.0															
			関係者とのコミュニケーション	○※	12						③= 0.0	①= 0.0										6	0.0															
	小計			36						③= 0.0	①= 0.0										36	0.0																
	業務目的の達成度	必要事項の記載	○※	12						③= 0.0	①= 0.0									評定点=① +②×1/2 +③×3/50	18	0.0	/	18.0	0	18	0.0	/	18.0	0	18	0.0	/	18.0				
		的確な取りまとめ	○※	6						③= 0.0	②= 0.0										○※	50																
		小計			18						0.0	0.0										50																
		専門技術力 計			60						4= 0.0	4= 0.0											50															
	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	○※	14						⑤= 0.0	⑤= 0.0									評定点=⑤ ×1/2+⑥ ×7/50	○※	50																
打ち合わせの理解度		○※	7						⑦= 0.0	⑦= 0.0									0		14	0.0	/	14.0	0	14	0.0	/	14.0	0	14	0.0	/	14.0				
指揮系統の迅速性、確実性		○※	14						⑦= 0.0	⑦= 0.0											0	7	0.0	/	7.0	0	7	0.0	/	7.0	0	7	0.0	/	7.0			
管理技術力 計			35						⑧= 0.0	⑧= 0.0											0	14	0.0	/	14.0	0	14	0.0	/	14.0	0	14	0.0	/	14.0			
取組姿勢	責任感、積極性	○※	5			◎			⑨= 0.0	⑨= 0.0										0	5	0.0	/	5.0	0	5	0.0	/	5.0	0	5	0.0	/	5.0				
	取組姿勢 計			5						⑩= 0.0	⑩= 0.0											5	0.0															
評定者の評定点（総括調査員の業務執行上の過失の減点は含んでいない。）				0.0							0.0																											
⑯小計（注3）																			100	0.0	/	100		100	0.0	/	100		100	0.0	/	100		100	0.0	/	100	
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失									0							0																					
	中立性、公平性に係る過失									0							0																					
	守秘性にかかる過失									0							0																					
	⑰小計									0							0																					
⑱事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）																																						
⑲瑕疵修繕又は損害賠償による減点																																						
⑳その他																																						
総合評定点の算定			㉑総合評定点=㉒+㉓+㉔+㉕+㉖																0																			
所見 (※必ず記載すること)			(主任調査員)						(総括調査員)						(検査職員)						□ は、評定対象外 ○ は、必須評定項目 △ は、選択評定項目 ※1 は、加算評価項目 ◎ は、評定者の得点割合を示している。 注：1. 「管理技術者」「担当技術者」は、従事した全ての者とする。 2. 各評価項目の評定点は少数第二位を四捨五入して表示している。 3. 小計は、少数第一位を四捨五入し整数とする。																	

(5) 積算技術等業務

評価項目		評価の視点	主任調査員						総括調査員						検査職員						評定点 (注2)	業務評定(注2)			技術者評定(注1)			技術者評定(注2)			調査技術者							
			得点割合						得点割合						得点割合							評定点	加重平均点の算出			加重平均点の算出			加重平均点の算出			加重平均点の算出						
			配点	1.0	0.8	基準 0.6	0.4	0.2	0.0	得点	評定点 (注2)	配点	1.0	0.8	基準 0.6	0.4	0.2	得点	評定点 (注2)	配点			1.0	0.8	基準 0.6	0.4	0.2	得点	評定点 (注2)	評定点	加重 満点評定点	評点 / 加重評定 (%)	評定点	加重 満点評定点	評点 / 加重評定 (%)	評定点	加重 満点評定点	評点 / 加重評定 (%)
プロセシス計画	専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	○※	6					①= 0.0	①= 0.0																0.0	6	0.0 / 6.0	6	0.0 / 6.0	6	0.0 / 6.0					
		的確な履行	法令・技術基準の知識	○※	12						①= 0.0	①= 0.0															0.0	6	0.0 / 6.0	6	0.0 / 6.0							
			業務内容についての判断 関係者とのコミュニケーション	○※	12						①= 0.0	①= 0.0															0.0	24	0.0 / 24.0	24	0.0 / 24.0	24	0.0 / 24.0					
			小計		24						①= 0.0	①= 0.0															0.0	24	0.0	24	0.0							
	業務目的の達成度	必要事項の記載	○※	12						①= 0.0	①= 0.0															0.0	30	0.0 / 30.0	30	0.0 / 30.0	30	0.0 / 30.0						
		的確な取りまとめ	○※	18						②= 0.0	②= 0.0															0.0	30	0.0 / 30.0	30	0.0 / 30.0	30	0.0 / 30.0						
		小計		30						0.0	0.0															0.0	30	0.0	30	0.0								
	専門技術力 計				60					4= 0.0	4= 0.0																											
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	○※	14						5= 0.0	5= 0.0															0.0	14	0.0 / 14.0	14	0.0 / 14.0	14	0.0 / 14.0					
		打ち合わせの理解度	打ち合わせの理解度	○※	7						7= 0.0	7= 0.0															0.0	7	0.0 / 7.0	7	0.0 / 7.0	7	0.0 / 7.0					
指揮系統の迅速性、確実性		指揮命令の迅速性、確実性	○※	14						7= 0.0	7= 0.0															0.0	14	0.0 / 14.0	14	0.0 / 14.0	14	0.0 / 14.0						
管理技術力 計				21					8= 0.0	8= 0.0																												
取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性	○※	5						9= 0.0	9= 0.0															0.0	5	0.0 / 5.0	5	0.0 / 5.0	5	0.0 / 5.0						
	取組姿勢 計				5					9= 0.0	9= 0.0																											
評定者の評定点（総括調査員の業務執行上の過失の減点は含んでいない。）			0.0												0.0																							
⑬小計（注3）																						100	0.0 / 100	100	0.0 / 100	100	0.0 / 100	100	0.0 / 100									
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行上の過失								0													0																
	中立性、公平性に係る過失								0													0																
	守秘性にかかる過失								0													0																
	⑬小計								0													0																
⑭事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）																																						
⑮瑕疵修補又は損害賠償による減点																																						
⑯その他																																						
総合評定点の算定			⑬総合評定点=⑬+⑭+⑮+⑯																			0																
所見 (※必ず記載すること)			(主任調査員)						(総括調査員)						(検査職員)						□ は、評定対象外 ○ は、必須評定項目 △ は、選択評定項目 ※1 は、加点評価項目 ◎ は、評定者の得点割合を示している。 注：1. 「管理技術者」「担当技術者」は、従事した全ての者ととする。 2. 各評価項目の評定点は少数第二位を四捨五入して表示している。 3. 小計は、少数第一位を四捨五入し整数とする。																	